

総務財政委員会	
令和4年11月29日	
総務部	資料3番
所管	総務課

大田区特別職等の期末手当の改定について

1 改定の主な内容

(1) 給料・報酬月額

一般職員に対する給与改定内容を踏まえ、据置きとする。

(2) 期末手当

- 一般職員の改定月数の改定率を準用し、年間の支給月数を0.08月引上げ
(区長・副区長・常勤監査委員・教育長 現行3.67月→3.75月
区議会議員 現行3.89月→3.97月)
- 3月期の期末手当を廃止し、6月期と12月期に均等に配分する。

2 区長・副区長・常勤監査委員・教育長の支給月数

【現行】

	6月	12月	3月	計
支給月数	1.48月	1.99月	0.2月	3.67月

【改定後】

	6月	12月	3月	計
(1) 令和4年度	1.48月	<u>2.07月</u>	0.2月	<u>3.75月</u>
(2) 令和5年度以降	<u>1.875月</u>	<u>1.875月</u>	廃止	3.75月

3 区議会議員の支給月数

【現行】

	6月	12月	3月	計
支給月数	1.51月	1.98月	0.4月	3.89月

【改定後】

	6月	12月	3月	計
(1) 令和4年度	1.51月	<u>2.06月</u>	0.4月	<u>3.97月</u>
(2) 令和5年度以降	<u>1.985月</u>	<u>1.985月</u>	廃止	3.97月

4 施行年月日

- 令和4年度分 公布の日
- 令和5年度以降分 令和5年4月1日

5 改正する条例名

- 大田区長等の給料等に関する条例
- 大田区監査委員の給与等に関する条例
- 大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例
- 大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

大田区長等の給料等に関する条例（第1条による改正）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区長等の給料等に関する条例 昭和23年10月21日 条例第33号</p> <p>第1条から第4条まで（略）</p> <p>第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、期末手当の額については、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の20、6月に支給する場合には100分の148、12月に支給する場合には<u>100分の207</u>を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>(2) 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（昭和26年条例第20号）の適用を受ける職員の例による。</p> <p>3 退職手当の額、支給方法その他支給に関しては、別に条例で定める。</p>	<p>○大田区長等の給料等に関する条例 昭和23年10月21日 条例第33号</p> <p>第1条から第4条まで（略）</p> <p>第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、期末手当の額については、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の20、6月に支給する場合には100分の148、12月に支給する場合には<u>100分の199</u>を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>(2) 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（昭和26年条例第20号）の適用を受ける職員の例による。</p> <p>3 退職手当の額、支給方法その他支給に関しては、別に条例で定める。</p>

大田区長等の給料等に関する条例（第2条による改正）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区長等の給料等に関する条例 昭和23年10月21日 条例第33号</p> <p>第1条から第4条まで（略）</p> <p>第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。<u>ただし、6月及び12月に支給する各期末手当の額は、それぞれ、次に掲げる額の合計額に100分の187.5を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1) 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>(2) 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（昭和26年条例第20号）の適用を受ける職員の例による。</p> <p>3 退職手当の額、支給方法その他支給に関しては、別に条例で定める。</p> <p>別表1及び2（略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○大田区長等の給料等に関する条例 昭和23年10月21日 条例第33号</p> <p>第1条から第4条まで（略）</p> <p>第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。<u>ただし、期末手当の額については、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の20、6月に支給する場合には100分の148、12月に支給する場合には100分の207を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1) 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>(2) 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（昭和26年条例第20号）の適用を受ける職員の例による。</p> <p>3 退職手当の額、支給方法その他支給に関しては、別に条例で定める。</p> <p>別表1及び2（略）</p>

大田区監査委員の給与等に関する条例（第1条による改正）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区監査委員の給与等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成4年12月4日 条例第71号</p> <p>第1条から第3条まで（略） （その他の給与）</p> <p>第4条 常勤の監査委員に対しては、給料及び旅費のほか、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。</p> <p>2 地域手当及び通勤手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の20、6月に支給する場合においては100分の148、12月に支給する場合においては<u>100分の207</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1） 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>（2） 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>（3） 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>4から6まで（略）</p> <p>第5条（略）</p>	<p>○大田区監査委員の給与等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成4年12月4日 条例第71号</p> <p>第1条から第3条まで（略） （その他の給与）</p> <p>第4条 常勤の監査委員に対しては、給料及び旅費のほか、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。</p> <p>2 地域手当及び通勤手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の20、6月に支給する場合においては100分の148、12月に支給する場合においては<u>100分の199</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1） 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>（2） 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>（3） 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>4から6まで（略）</p> <p>第5条（略）</p>

大田区監査委員の給与等に関する条例（第2条による改正）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区監査委員の給与等に関する条例</p> <p>平成4年12月4日 条例第71号</p> <p>第1条から第3条まで（略） （その他の給与）</p> <p>第4条 常勤の監査委員に対しては、給料及び旅費のほか、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。</p> <p>2 地域手当及び通勤手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。</p> <p>3 期末手当の額は、<u>6月及び12月に支給する場合のそれぞれについて、次に掲げる額の合計額に100分の187.5</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>（2）前号の合計額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>（3）給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>4から6まで（略）</p> <p>第5条（略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○大田区監査委員の給与等に関する条例</p> <p>平成4年12月4日 条例第71号</p> <p>第1条から第3条まで（略） （その他の給与）</p> <p>第4条 常勤の監査委員に対しては、給料及び旅費のほか、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。</p> <p>2 地域手当及び通勤手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。</p> <p>3 期末手当の額は、<u>次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の20、6月に支給する場合においては100分の148、12月に支給する場合においては100分の207</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>（2）前号の合計額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>（3）給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>4から6まで（略）</p> <p>第5条（略）</p>

大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例（第1条による改正）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年10月2日 条例第14号</p> <p>第1条から第4条まで（略） （支給方法等）</p> <p>第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、期末手当の額については、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の20、6月に支給する場合においては100分の148、12月に支給する場合においては<u>100分の207</u>を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1） 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>（2） 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>（3） 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2及び3（略）</p> <p>第6条（略）</p>	<p>○大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年10月2日 条例第14号</p> <p>第1条から第4条まで（略） （支給方法等）</p> <p>第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、期末手当の額については、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の20、6月に支給する場合においては100分の148、12月に支給する場合においては<u>100分の199</u>を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1） 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>（2） 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>（3） 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2及び3（略）</p> <p>第6条（略）</p>

大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例（第2条による改正）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年10月2日 条例第14号</p> <p>第1条から第4条まで（略） （支給方法等）</p> <p>第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。<u>ただし、6月及び12月に支給する各期末手当の額は、それぞれ、次に掲げる額の合計額に100分の187.5を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1) 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額 (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額 (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2及び3（略）</p> <p>第6条（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年10月2日 条例第14号</p> <p>第1条から第4条まで（略） （支給方法等）</p> <p>第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。<u>ただし、期末手当の額については、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の20、6月に支給する場合には100分の148、12月に支給する場合には100分の207を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1) 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額 (2) 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額 (3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2及び3（略）</p> <p>第6条（略）</p>

大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（第1条による改正）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 昭和31年9月28日 条例第10号</p> <p>第1条から第4条まで（略） （期末手当）</p> <p>第5条 議員で、3月1日、6月1日及び12月1日（以下本条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する者に、それぞれの期間につき、期末手当を支給する。基準日前1月以内に、任期満了等によりその職を離れた者（当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合算額に、3月に支給する場合においては100分の40、6月に支給する場合においては100分の151、12月に支給する場合においては<u>100分の206</u>を乗じて得た額に、基準日以前3か月以内（基準日が12月1日であるときは、6か月以内）の期間におけるその者の在職期間（議員が任期満了等によりその職を離れ、その月又は翌月に再び議員に就職した場合には、引き続き在職したものとみなす。）の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>次の表（略）</p> <p>3 期末手当の支給方法は、大田区職員（以下「区職員」という。）について定められているものの例による。</p>	<p>○大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 昭和31年9月28日 条例第10号</p> <p>第1条から第4条まで（略） （期末手当）</p> <p>第5条 議員で、3月1日、6月1日及び12月1日（以下本条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する者に、それぞれの期間につき、期末手当を支給する。基準日前1月以内に、任期満了等によりその職を離れた者（当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合算額に、3月に支給する場合においては100分の40、6月に支給する場合においては100分の151、12月に支給する場合においては100分の151、12月に支給する場合においては<u>100分の198</u>を乗じて得た額に、基準日以前3か月以内（基準日が12月1日であるときは、6か月以内）の期間におけるその者の在職期間（議員が任期満了等によりその職を離れ、その月又は翌月に再び議員に就職した場合には、引き続き在職したものとみなす。）の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>次の表（略）</p> <p>3 期末手当の支給方法は、大田区職員（以下「区職員」という。）について定められているものの例による。</p>

大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（第2条による改正）新旧対照表

新	旧																							
<p>○大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 昭和31年9月28日 条例第10号</p> <p>第1条から第4条まで（略） （期末手当）</p> <p>第5条 議員で、6月1日及び12月1日（以下本条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する者に、それぞれの期間につき、期末手当を支給する。基準日前1月以内に、任期満了等によりその職を離れた者（当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合算額に<u>100分の198.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前<u>6か月以内</u>の期間におけるその者の在職期間（議員が任期満了等によりその職を離れ、その月又は翌月に再び議員に就職した場合には、引き続き在職したものとみなす。）の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>3か月以上6か月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3か月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6か月	100分の100	3か月以上6か月未満	100分の60	3か月未満	100分の30	<p>○大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 昭和31年9月28日 条例第10号</p> <p>第1条から第4条まで（略） （期末手当）</p> <p>第5条 議員で、<u>3月1日</u>、6月1日及び12月1日（以下本条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する者に、それぞれの期間につき、期末手当を支給する。基準日前1月以内に、任期満了等によりその職を離れた者（当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合算額に、<u>3月に支給する場合には100分の40、6月に支給する場合には100分の151、12月に支給する場合には100分の206</u>を乗じて得た額に、基準日以前<u>3か月以内（基準日が12月1日であるときは、6か月以内）</u>の期間におけるその者の在職期間（議員が任期満了等によりその職を離れ、その月又は翌月に再び議員に就職した場合には、引き続き在職したものとみなす。）の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">基準日が<u>3月1日</u>又は<u>6月1日</u>である場合</td> <td style="text-align: center;">基準日が12月1日である場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>6か月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>1か月15日以上3か月未満</td> <td>3か月以上6か月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>1か月15日未満</td> <td>3か月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間		割合	基準日が <u>3月1日</u> 又は <u>6月1日</u> である場合	基準日が12月1日である場合		3か月	6か月	100分の100	1か月15日以上3か月未満	3か月以上6か月未満	100分の60	1か月15日未満	3か月未満	100分の30
在職期間	割合																							
6か月	100分の100																							
3か月以上6か月未満	100分の60																							
3か月未満	100分の30																							
在職期間		割合																						
基準日が <u>3月1日</u> 又は <u>6月1日</u> である場合	基準日が12月1日である場合																							
3か月	6か月	100分の100																						
1か月15日以上3か月未満	3か月以上6か月未満	100分の60																						
1か月15日未満	3か月未満	100分の30																						

新	旧			
<p>3 期末手当の支給方法は、大田区職員（以下「区職員」という。）について定められているものの例による。</p> <p><u>付 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p><u>（1） 第 1 条の規定 公布の日</u></p> <p><u>（2） 第 2 条並びに次項及び付則第 3 項の規定 令和 5 年 4 月 1 日</u> <u>（令和 5 年 6 月に支給する期末手当に関する経過措置）</u></p> <p><u>2 令和 5 年 6 月に支給する期末手当に関する第 2 条の規定による改正後の大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 5 条第 2 項の規定の適用については、同項中「6 か月」とあるのは「3 か月」とする。</u></p> <p><u>3 令和 5 年 6 月に支給する期末手当に関する改正後の条例第 5 条第 2 項の表の規定の適用については、同表 6 か月の項中「6 か月」とあるのは「3 か月」と、同表 3 か月以上 6 か月未満の項中「3 か月以上 6 か月未満」とあるのは「1 か月 15 日以上 3 か月未満」と、同表 3 か月未満の項中「3 か月未満」とあるのは「1 か月 15 日未満」とする。</u></p>	満			
	<p>3 期末手当の支給方法は、大田区職員（以下「区職員」という。）について定められているものの例による。</p>			